

伊万里市教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	伊万里市教育委員会
任命権者	伊万里市教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日（5年間）
伊万里市教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>伊万里市教育委員会においては、伊万里市との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。令和元年6月1日現在では、法定雇用率2.5%を満たしている。</p> <p>しかしながら、障害者の定着の問題があり、また、令和3年4月を前に法定雇用率は0.1ポイント引き上げられ、2.6%となる予定である。</p> <p>そのため、引き続き、法定雇用率の達成並びに雇用した障害者である職員が個性や能力を発揮できるよう、更なる体制整備や各種取組を進めることが重要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.85%</p> <p>【評価方法】</p> <p>毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を生じさせないことを目標とする。</p> <p>【評価方法】</p> <p>毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、前年度採用者における定着状況の把握・進捗管理を行う。</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。 ○必要に応じて、障害者職業生活相談員を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当、障害者職業生活相談員等）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。
(2)人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、佐賀労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は佐賀県労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務整理票や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。</p> <p>○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適正なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>○エレベーター、多目的トイレは設置しており、障害者の要望を踏まえ、更なる職務環境の向上に努める。駐車場から庁舎へは階段があるため、必要がある場合は、別に駐車場を確保するよう努める。</p> <p>○障害のある職員の障害特性に配慮し、各職場における職務の遂行に必要な施設・設備等に合理的配慮を講ずる。</p> <p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p>
(2)募集・採用	<p>○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や業務選定などを工夫し、積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4)キャリア形成	○本人の希望も踏まえ、また、障害特性を配慮しつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5)その他の人事管理	<p>○必要に応じて、面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）については、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。